

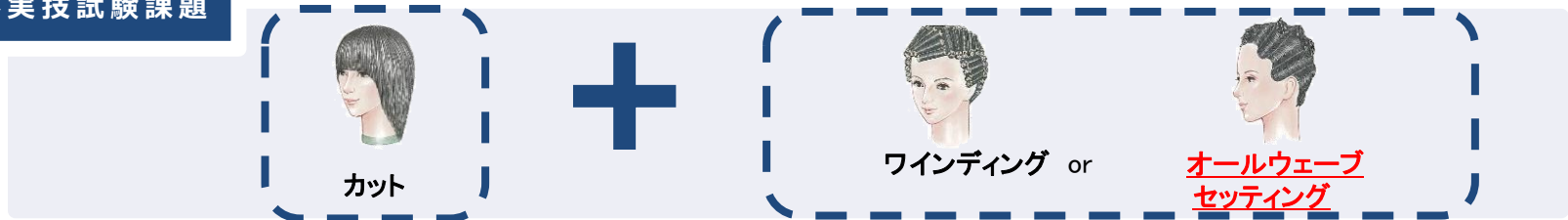
## 美容師国家試験制度

### 試験制度の現状

- 美容師試験の事務については、美容師法により、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされており、指定試験機関として「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験を実施している。
- 試験の課目は、美容師法施行規則において、以下によることとされている。
  - ＜筆記試験＞
    - ①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥美容技術理論、⑦運営管理
  - ＜実技試験＞
    - 美容実技**（①第1課題：カット ②第2課題：ワインディング or オールウェーブセッティング）

※第2課題は試験ごとにランダムに指定

#### 美容実技試験課題



- 理容師美容師試験研修センターにおいて「理容師美容師国家試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が、試験問題の作成等の必要な事務を行っている。
- オールウェーブセッティングをこれまで実技試験の1つとしてきた理由
  - ・美容師にとって必要とされる技術が内包されており、基礎的な技術として習得しておく必要がある。
  - ・実技試験において技術の習得状況を確認しやすい。

# 美容師制度の変遷や経過措置期間等について ②

## 過去の見直しの経緯①（平成7年美容師法改正）

- 科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、**議員立法により平成7年（1995年）に美容師法が改正され、美容師の業務に直接役立つ実践的な内容とすることとされた。**
  - ※ 併せて、当時問題となっていた、①血液を介して感染するHIV、ウイルス性肝炎などの感染症への対応、②化粧品、パーマ液等の多様化によるアレルギーへの対応、の強化を図る。
- 教科科目を、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、**特色のある美容師を育てる教育を実施**することとされた。
  - ※ メイクアップ、まつ毛エクステンション、エステティック技術等であって、より高度なものを選択課目として実施可能とする。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「**実地習練**」を廃止し、**美容実習**について、**養成施設で行うことを基本とした。**
  - ※ 養成施設の判断で、年間60時間内、理容所、美容所での実務実習を行うことは可能。

## 【実務実習制度の改正】

### 法改正前

- 美容師免許は、都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
  - ・ 中学校卒業以上
  - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な学科を修めること。  
(昼間1年、夜間1年4月、通信2年)
- **実地習練を実施（1年以上）**
- 実地試験の受験資格
  - ・ 学科試験に合格していること。
  - ・ 美容師養成施設卒業後1年以上の実地習練を経ていること。

### 法改正後（現行）

- 美容師免許は、厚生大臣（現厚生労働大臣）免許
- 美容師試験受験資格
- 高等学校卒業以上  
(筆記及び実技)
  - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。  
(昼間2年、夜間2年、通信3年)
- **実地習練を廃止**

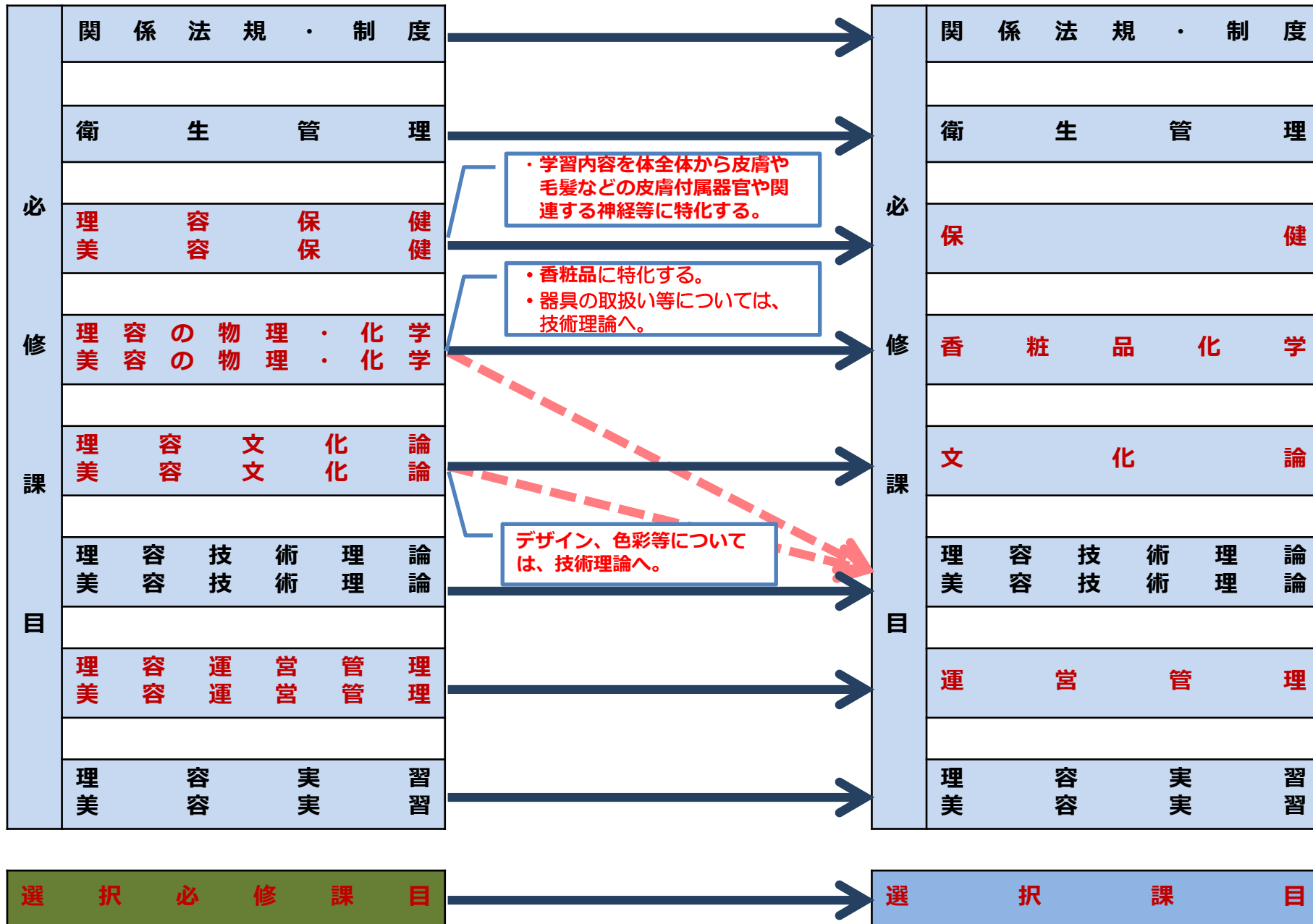
## 過去の見直しの経緯②（平成29年美容師制度改革）

- 高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として見直しを実施
- 教科課程の見直しを実施
  - ・ 理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容、単位数を見直し
  - ・ 同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）を追加
- 理容師又は美容師が他方の資格を取得（ダブルライセンス）をしやすくする対応を実施
  - ・ 理容師養成施設に「美容修得者課程」、美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設（昼間・夜間：2年→1年／通信：3年→1.5年）
- 国家試験の見直しを実施
  - ・ 養成課程の見直し後に、必修課目となる課目全てを国家試験の対象とした。
  - ・ 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除

# 教科課目の見直し（概要図）

（ 改 正 前 ）

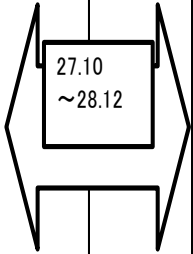
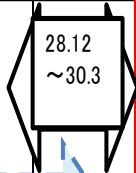
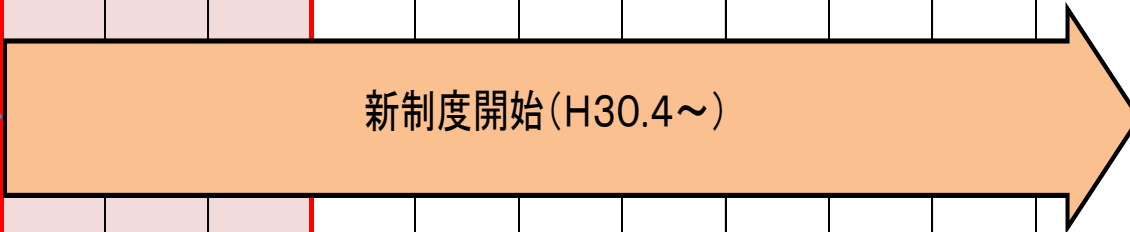
（ 改 正 後 ）



# 教科課目の見直し（単位数等）

	変更前の単位数 (時間数)	変更後の単位数 (時間数)	変更内容
関係法規・制度	1以上 ( 30以上)	1以上 ( 30以上)	・理美容業務に特化した内容に重点化。
衛生管理	3以上 ( 90以上)	3以上 ( 90以上)	・理美容業務に特化した内容に重点化。
保健	4以上 ( 120以上)	3以上 ( 90以上)	・学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容とする。
香粧品化学	3以上 ( 90以上)	2以上 ( 60以上)	・香粧品に特化した内容とする。 ・器具の取扱い等については、技術理論へ移行。
文化論	3以上 ( 90以上)	2以上 ( 60以上)	・デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。
運営管理	2以上 ( 60以上)	1以上 ( 30以上)	・理美容業務に特化した内容に重点化。
理容・美容技術理論	4以上 ( 120以上)	5以上 ( 150以上)	・器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。
理容・美容実習	27以上 ( 810以上)	30以上 ( 900以上)	・実習内容を充実。
小 計	47以上 (1,410以上)	47以上 (1,410以上)	
選択課目	20以上 ( 600以上)	20以上 ( 600以上)	・一般教育は接客等の重点化を図る。 ・専門教育は技術・実践を重視した内容とする。
合 計	67以上 (2,010以上)	67以上 (2,010以上)	

# 平成29年度制度改正に伴う準備及び・経過措置期間

		主な見直し内容	平成			令和											
			27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
前回制度改正	検討会																
	準備・開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>①共通科目の整理</li> <li>②履修免除の創設</li> </ul>															
	経過措置			